

倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会  
第1回医療部会

日時 平成23年4月28日(木)10時~12時

場所 倉吉市役所議会会議室(本庁舎3階)

---

次 第

---

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 部会長・副部会長選任
- 4 部会長あいさつ
- 5 報告事項
  - (1) 医療分野の課題について協定することに至った経過について【資料1】
  - (2) 倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の運営体制について【資料1】
- 6 検討事項
  - (1) 医療部会及び共生ビジョン懇談会の進め方(医療分野)等について【資料2】
  - (2) 暮らしを支える生活分野に関連する圏域の課題(医療分野)と取組の方向について【資料3】
  - (3) 協定する取組内容及び役割分担の内容の検討について【資料4】
- 7 その他
- 8 閉会

[配布資料]

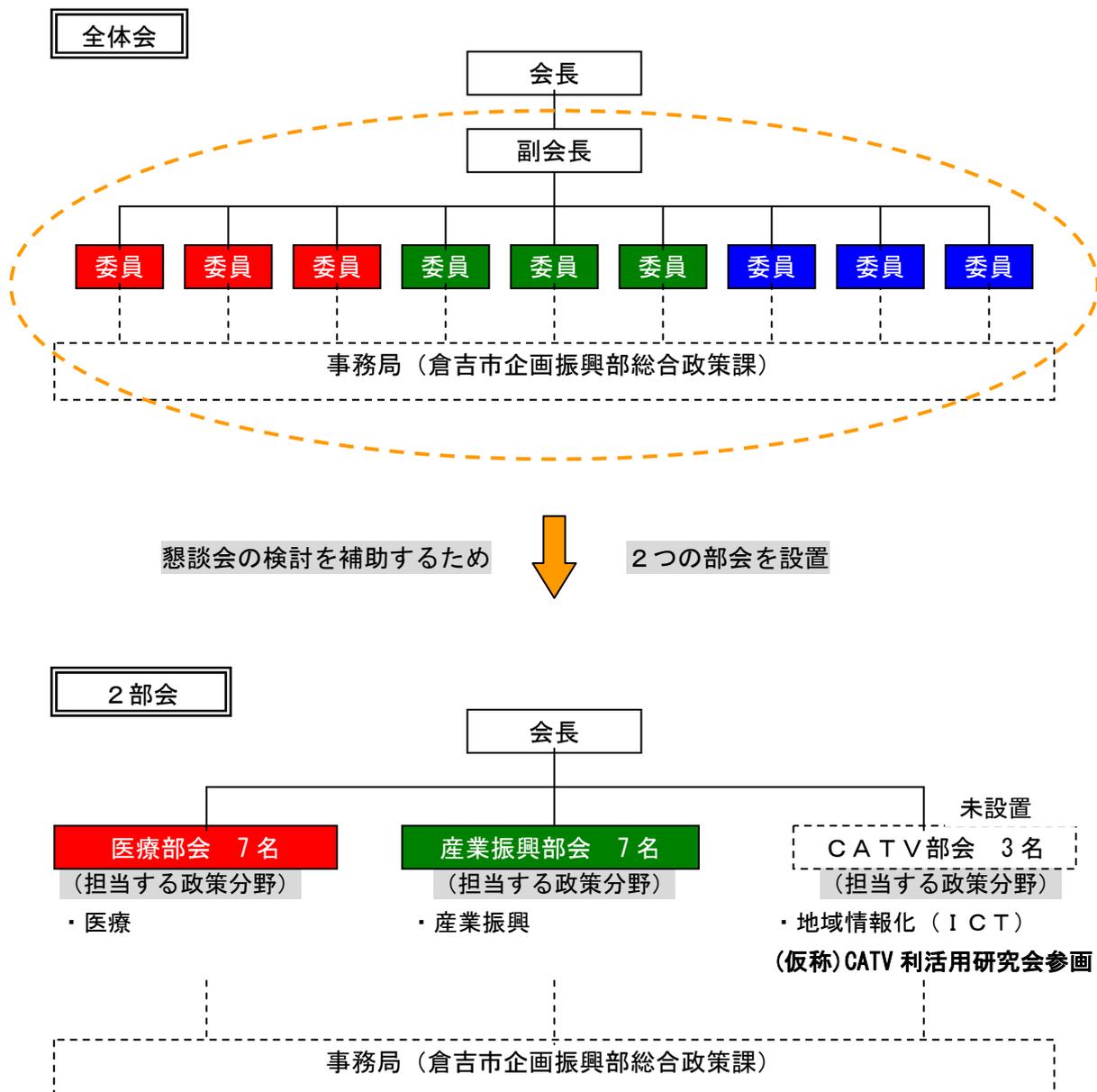
- 資料1 医療分野の課題について協定することに至った経過及び倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の運営体制
- 資料2 定住自立圏追加協定項目の検討及び共生ビジョン修正スケジュール
- 資料3 鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンに記載されている医療分野の課題と取組の方向
- 資料4 協定する取組内容及び役割分担の内容

資料 1

医療分野の課題について協定することに至った経過

定住自立圏構想が打ち出された平成 20 年度当時、医療の連携については市立病院等の施設を持つ中心市であれば関係自治体との協定は可能だが、他の医療機関等に委託している場合は協定の対象とはならないとの総務省見解があった。その後、先進地事例を見ながら、本圏域と同様に救急医療に関し広域的に事務を行っている団体に委託されているものも見受けられたことから総務省と協議を行った結果、『この場合であっても協定対象と認め、医療分野の事業に対し交付税の対象とする』との回答がなされたため、現在、鳥取中部ふるさと広域連合が鳥取県中部医師会に委託している業務について、関係市町で協定を結び、緊急医療体制の充実と圏域住民への医療サービス体制を確保するため、ビジョンの修正を行うに至った。

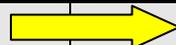
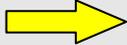
倉吉市定住自立圏共生ビジョン懇談会の運営体制



資料 2

定住自立圏追加協定項目の検討及び共生ビジョン修正スケジュール

(1) 全体スケジュール

実施項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月
① 1市4町の協議 (役割分担等の協議)	   (素案作成(事務レベル)→再確認→副首長協議→首長協議→最終協議)					
② 広域連合との協議 (広域計画との調整)	 (事務局協議→広域計画との調整)					
③ ビジョン懇・部会 (協定項目・ビジョン)	 (部会→部会)					
④ 関係機関との調整等	    (総務省協議) (市町議会議案上程) (総務省協議)					
⑤ パブリックコメント (共生ビジョン修正案)						
⑥ 共生ビジョンの修正						

(2) 定住自立圏共生ビジョン懇談会・医療部会の検討スケジュール

① 第1回(4月28日)【部会】本日

- 部会の運営方法、検討スケジュール等の決定
- 現状、問題点等の確認 取組の方向性の検討
- 協定内容、役割分担の提案

② 第2回(5月12日)【部会】予定

- 協定書(案)の検討、決定
- 今後の進め方について

③ 第3回(7月中・下旬)【全体会】

- 定住自立圏共生ビジョン(修正内容)の検討

④ 第4回(8月下旬)【全体会】

- パブリックコメントを踏まえた定住自立圏共生ビジョン(修正内容)の確認
- 今後の懇談会の運営方法等

### 資料 3

鳥取県中部定住自立圏共生ビジョンに記載されている医療分野の課題と取組の方向

#### 暮らしを支える生活分野に関連する圏域の課題(医療分野)

鳥取県中部定住自立共生ビジョンP14 記載

二次保健医療圏として、倉吉市や三朝町に中心的な医療機関が配置されているが、平日夜間における一次救急体制の整備や二次救急から三次救急への搬送体制の改善など、救急医療体制の充実が必要となっている。また、小児科医や産科医の不足、在宅医療体制の充実、無医地区の集落への対応や通院手段の確保などの課題もあり、誰もが安心して暮らせる医療サービス体制の構築が求められている。



#### 生活機能の強化(医療分野)に関連し今後検討する主な課題

鳥取県中部定住自立共生ビジョンP57 記載

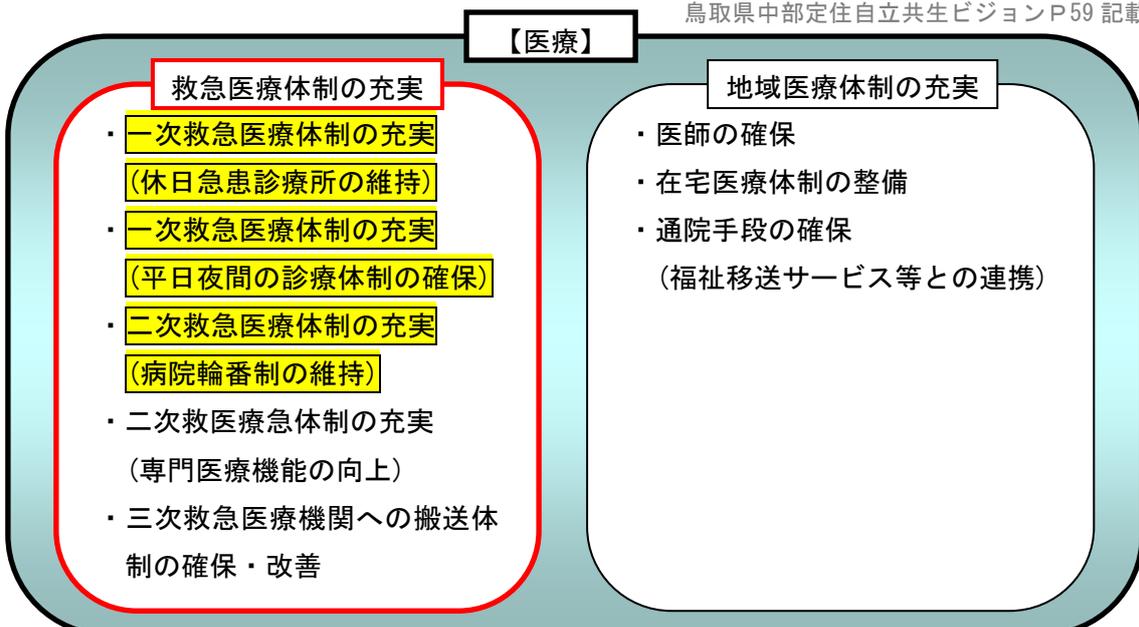
##### 【医療】

- ① 救急医療体制（一次～三次救急体制）の充実
  - ・ ・ ・ 休日、夜間診療への対応、専門医療機能の向上、搬送体制の改善 等
- ② 地域医療体制の充実
  - ・ ・ ・ 医師の確保、在宅医療を進める体制の整備、通院手段の確保 等



#### 医療分野における今後の検討課題(具体的な取組)

鳥取県中部定住自立共生ビジョンP59 記載



## 圏域内の救急医療体制の現状と課題

4月21日開催した1市4町の医療関係担当課長会議より

- ・ 病院勤務医をはじめとする医師不足により、一部の医療施設では特定の診療科が休止に追い込まれる事態も見受けられる。
- ・ 救急医療は従事者が少なく、救急医療に当たる医師や医療スタッフは心身ともに疲弊しながら業務にあたっている。
- ・ 救急医療体制は初期救急医療体制と第二次救急医療体制は整備されており、初期救急医療体制は、鳥取県中部医師会を中心に中部休日急患診療所で小児科・内科初期救急体制が、また、感染性の高い疾患については、期間を限定し平日夜間の医療体制も確保できる状況にある。第二次救急医療体制としては、病院群輪番制により8病院が分担して休日の救急診療に対応している。
- ・ 第三次救急医療体制は鳥取県内の他地域に依存している。
- ・ 老朽化した医療機関等もあることから医療体制の充実に加え、耐震化に向けた整備など施設整備も視野に入れた検討が必要。



## 取組の方針

4月21日開催した1市4町の医療関係担当課長会議より

- ・ 初期救急医療体制の維持・充実
- ・ 平日夜間の医療体制の確保
- ・ 休日の第二次救急医療が24時間確保できる体制を維持
- ・ 救急医療機関の機能維持及び向上

## 定住自立圏形成協定に追加する取組内容及び役割分担の内容（案）

政策分野：医療

協定項目：救急医療体制の充実

4月21日開催した1市4町の医療関係担当課長会議より

取組の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 休日及び休日の夜間に発生する急病者の医療を確保するため、鳥取県中部医師会と連携して休日急患診療体制を維持するとともに、感染性の高い疾患に対しては平日夜間の初期医療を確保する。また、第一次救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行う。</li> <li>2. 休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療をするため、鳥取県中部医師会と連携して、病院群輪番制方式による救急医療体制を維持するとともに、病院群輪番制方式の参加病院に対し、第二次救急医療体制の診療機能として必要な施設、設備等の整備に対する支援を行う。</li> </ol>
倉吉市(甲)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。</li> <li>・ 救急医療体制を充実させるための事業の企画立案及び連絡調整を行う。</li> <li>・ 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</li> </ul>
関係町(乙)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。</li> <li>・ 甲と共同で、救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。</li> <li>・ 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</li> </ul>

## 定住自立圏形成協定に追加する取組内容及び役割分担の内容（案）

政策分野：医療

協定項目：救急医療体制の充実

総務課文書法規係により取組の内容を他の協定項目の内容との整合性を図った内容に変更

取組の内容	圏域における初期救急医療体制、及び二次救急医療体制を、鳥取県中部医師会と連携して維持し、及び確保するため、救急医療体制の診療機能として必要な運営費及び施設、設備等の整備に対し支援を行う。
倉吉市(甲)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証を行う。</li> <li>・ 救急医療体制を充実させるための事業の企画及び連絡調整を行う。</li> <li>・ 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</li> </ul>
関係町(乙)の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救急医療の需要調査及び体制を充実させるための検証に協力する。</li> <li>・ 救急医療体制を充実させるための事業の企画を行う。</li> <li>・ 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。</li> </ul>